

大情審答申第 455 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成29年9月12日付け大総務第e-101号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が、平成 29 年 5 月 11 日付け大総務第 e-27 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 29 年 4 月 27 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「総務局行政部行政課（情報公開グループ）（以下「情報公開グループ」という。）が平成 28 年 12 月 26 日（月曜日）において職務で送受信した全ての電話の通話記録」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 6 月 9 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、大阪市役所は本件請求に係る情報を公開することを求める。
- 2 本件決定において「公文書をそもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないため」との理由は虚偽であり、本件請求に係る情報は実在することが明らかであるため。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

情報公開グループの1日単位の各電話機の通話記録（以下「1日単位の通話記録」という。）については通信事業者から別途取得する必要がある、情報公開グループの平成28年12月26日における通話記録に限らず、1日単位の通話記録についてはそもそも通信事業者から取得していないことから、実際に存在しないため、本件決定を行った。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件文書が存在するはずであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件文書の存否である。

3 本件文書の存否について

(1) 電話交換機の記録について

実施機関によれば、情報公開グループが所在する建物の電話機のうち、電話交換機を経由する電話機の通話記録は、電話交換機の課金システムに日々自動的に記録されるとともに、一定期間を過ぎると自動的に消去されているとのことである。

また、実施機関は、事務上の必要性がある場合は、通信事業者に指示して電話交換機の課金システムに記録されているデータを抽出させて、通話記録を取得しているとのことである。

したがって、別途実施機関の事務上の必要性がある場合を除いて、通話時間等の通話記録を公文書として取得している蓋然性は低いものと考えられる。

(2) 通話記録を取得する事務上の必要性について

実施機関は、毎月の通話料金支払いのために、1か月間の電話機毎の発信回数、発信通話総時間、料金を一覧表にしたものを、通信事業者から提出を受け取得しているが、1日単位の一覧表は取得していないとのことである。

また、実施機関では、障害発生時における原因究明のために電話交換機の課金システムに記録されているデータを抽出する必要がある際には、通信事業者に指示して必要なデータを抽出させて通話記録を取得する場合があるが、平成 28 年 12 月 26 日において、原因究明を必要とする障害発生はなかったとのことである。

したがって、実施機関において平成 28 年 12 月 26 日における 1 日単位の通話記録を取得する事務上の必要はなかったことが認められる。

(3) 本件文書の存否

以上を踏まえると、本件文書を通信事業者から取得していないため実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成 29 年度諮問受理第 11 号

年 月 日	経 過
平成 29 年 9 月 12 日	諮問書の受理
平成 29 年 10 月 6 日	実施機関からの意見書の収受
平成 30 年 3 月 12 日	調査審議
平成 30 年 6 月 8 日	調査審議
平成 30 年 6 月 29 日	答申